

第四百十回 参議院法務委員会會議録第四号

平成九年三月二十五日(火曜日) 午後五時五分開会

委員の異動

二月二十日

千葉 景子君

補欠選任 伊藤 基隆君

三月十四日

菅野 久光君

補欠選任 菅野 久光君

三月十七日

菅野 久光君

補欠選任 菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長

岡部 三郎君

理事

久世 公亮君

委員

浜四津敏子君

岡部 三郎君

岡部 三郎君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

松浦 功君

山崎 潮君

小池 裕君

吉岡 恒男君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

理由

(一)夫婦同姓の現行制度の下で改姓しているのは九十八%が女性であり、男女間の実質的な不平等の一つとなっている。選択的夫婦別姓は自身自身の名前で生き続けたい女性たちの願いをかなえるものである。また、子供を持たない夫婦、持たない夫婦もあり、結婚届に子の姓を記入しない限り結婚が成立しない制度は、当事者に精神的苦痛を与え、結婚は両性の合意によって成立するという憲法第二十四条にも違反する。(二)子どもの権利条約第二一条に出生による差別の禁止が規定され、また、国連規約人権委員会は日本政府に対して、相続差別を中心とする婚外子差別の撤廃を勧告した。婚外子差別は親の事情で子供を差別するもので、子供には何の責任もない。

第一三二号 平成九年二月七日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 福岡市城南区長尾四ノ一九ノ二

五 副田雅子 外九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一三四号 平成九年二月七日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 北九州市小倉北区日明四ノ七ノ九

九 久保康一 外四十四名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一三六号 平成九年二月七日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 福岡県前原市加布里二七九ノ二

山口あい子 外四十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一四〇号 平成九年二月十日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 兵庫県三田市三輪四ノ二九ノ六

今北彰夫 外百一名

紹介議員 堂本 暁子君

現在の夫婦同姓制度では夫婦のいずれかが結婚に際して改姓することを余儀なくされ、別姓のまま結婚をしたいというカッパルは、やむなく通称使用という方法や結婚届を出さないという方法を採用し、不便を強いられている。総理府の統計でも別姓制度に賛成するのは全体では二十七・四%であるが、二十代では賛成が四十・八%で反対の三十六・一%を上回っている。夫婦別姓は家族を崩壊させるものではなく、互いの人格や歴史をより尊重し合おうとするものである。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。
一、民法第七百五十条を改正し、夫婦は同姓でも別姓でも選択できる制度をつくること。

第一四三号 平成九年二月十二日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 福岡県前原市神在一、〇三六ノ一

六 安部敏夫 外五十四名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一四四号 平成九年二月十二日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 愛知県小牧市北外山二、〇〇〇ノ八〇

八 浅野利幸 外九十九名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一四〇号と同じである。

第一五一号 平成九年二月十三日受理

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 名古屋守山区大森四ノ一、三〇

五 浅見民雄 外九十九名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一五九号 平成九年二月十三日受理

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 川崎市川崎区境町一ノ五

齋藤慎一郎 外四十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一六一号 平成九年二月十三日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 福岡市東区箱崎五ノ一ノ一ノ三

〇七 本田裕美子 外四十九名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一六四号 平成九年二月十三日受理

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(二通)

請願者 京都府乙訓郡大山崎町円明寺殿山

一ノ一ノ一ノEノ一〇五 安部亜紀子 外百九十九名

紹介議員 水野 誠一君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

二月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第一七三号)(第一七五号)

一、養育費支払制度等の創設に関する請願(第一八四号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第一八七号)(第一九三号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二一八号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第二二二号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二二二号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第二二五号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二二六号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第二四八号)(第二五八号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二五九号)

第一七三号 平成九年二月十四日受理

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 横浜市港南区最戸二ノ八ノ三二ノ四一〇 峯岸明子 外四十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一七五号 平成九年二月十四日受理

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 東京都新宿区市谷薬王寺町五一ノ一五 石野幸子 外九十九名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一八四号 平成九年二月十七日受理

養育費支払制度等の創設に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市稲野町五ノ六五 山崎昌子 外六名

紹介議員 吉川 春子君

五年の別居で離婚が成立するという離婚の破たん制導入や非嫡出子への相続差別廃止を含む民法改正がなされると、離婚や非婚の母子家庭が増えることも予想されるが、平成五年の調査では離婚、非婚の生別母子家庭の平均年収は一般家庭の三分の一、養育費を継続して受け取っているのは十分の一にすぎず、父子家庭の平均年収も一般家庭の三分の二である。ひとり親家庭の子供の養育環境を

向上させるには、養育しない方の親から養育費を
国が確保する制度の創設が不可欠である。また、
非婚の母の場合、養育費をもらうための認知裁判
に必要な数十万円の血液鑑定料も大きな負担にな
る。ついては、次の事項について実現を図られた
い。

- 一、離婚の破たん制導入に伴い、養育費の支払を確保する制度を創設すること。
- 二、右記方法で養育費を確保した場合も、児童扶養手当の支給額から養育費相当額の全額を減らすことはしないこと。
- 三、父と生活を共にしない婚外子についても、右記一、二の制度を適用すること。
- 四、婚外子の認知裁判が必要となる場合、血液鑑定料を国が立て替える制度をつくること。

第一八七号 平成九年二月十八日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 大阪府吹田市山田東四ノ四一ノ五
ノ六〇八 福永哲哉 外九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一九三号 平成九年二月十八日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 神奈川県平塚市東中原二ノ二ノ七
二 香川キミ子 外九十九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二一八号 平成九年二月十九日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 名古屋市南区榎下町二ノ四二 矢
田稔 外四名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二二二号 平成九年二月十九日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都練馬区南大泉四ノ五〇ノ三
ノ四〇一 加藤由希子 外四名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第二二二号 平成九年二月十九日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都北区東十条六ノ四ノ一本間
莊二〇一 石坂理津子 外四名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二二五号 平成九年二月十九日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化
に関する請願
請願者 東京都練馬区光が丘三ノ三ノ四ノ
一、二二六 矢口由美子 外四名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第二二六号 平成九年二月十九日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市湘南鷹取三ノ二
二〇一 高橋康子 外五名
紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二四八号 平成九年二月二十日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化
に関する請願
請願者 香川県高松市錦町一ノ一五ノ八
後藤のりこ 外九十九名
紹介議員 谷本 颯君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第二五八号 平成九年二月二十日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化
に関する請願
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

請願者 東京都中野区新井二ノ三ノ六
小野圭子 外四名
紹介議員 畑 恵君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第二五九号 平成九年二月二十日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都品川区南品川五ノ一一ノ五
〇ノ四二三 柚木幸雄 外五名
紹介議員 畑 恵君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二七三号)
一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第二八〇号)
一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第二八一号)
一、養育費支払制度等の創設に関する請願(第二八七号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第三二二号)
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三二三号)
一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第三二八号)
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三二九号)
一、選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願(第三三四号)
一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第三四六号)
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三四七号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第三六三号)
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三六四号)

請願(第三六四号)
第二七三号 平成九年二月二十一日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 横浜市旭区中希望が丘一七 安
田博 外四名
紹介議員 戸田 邦司君
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第二八〇号 平成九年二月二十一日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 富山市田中町一五六 又市佐貴
子 外四十二名
紹介議員 清水 澄子君

現行民法は制定から既に五十年を経ている。この間、婚姻や離婚、家族の役割などに対する考え方や意識も大きく変化してきたが、一部の民法改正はなされたものの、「個」の確立に基づく改正はなされていない。政府が批准した女子差別撤廃条約及び第四回国連世界女性会議で賛成した行動綱領では「家族構成員の人權と自由の完全かつ平等な享受」、「多様な家族の在り方を認め、何人も出生によって差別をされはならない」と等が明記されている。現行民法には「婚姻後の姓の選択」、「再婚禁止期間の女性のみの設定」、「非嫡出子の相続権」などに関し国際条約等にそぐわない条項があり、法制審議会の答申に沿って早急に民法改正を行うよう求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、夫婦の氏について、氏名権は個人の権利であり、選択的夫婦別氏制を導入すること。同氏、別氏間の転換は希望する本人の自由選択にすること。
二、子の氏は出生時に父母の協議で決め、子が一定年齢に達した時点で本人の選択による変更を認めること。子の氏の決定を婚姻の要件にしな

いこと。
三、離婚した女子のみに設定している再婚禁止期間は設定の根拠がなく、廃止すること。

四、五年間の別居を裁判上の離婚原因に含めることは賛成であるが、そのことによつて、生活上の困難や子供の養育費の義務不履行が行われないうような具体的施策によつて担保すること。

五、非嫡出子の相続を嫡出子と同等とするにとともに、婚外子に対する戸籍上の差別的取扱ひも改正すること。

第二八二号 平成九年二月二十一日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 広島県府中市府中町四 甲斐昌子 外八十一名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二八七号 平成九年二月二十一日受理
養育費支払制度等の創設に関する請願
請願者 京都府八幡市八幡土井一〇二ノ五 安東尚美 外九名

紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三二二号 平成九年二月二十五日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡二ノ八ノ一〇 笹壁ゆかり 外四名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第三一三三号 平成九年二月二十五日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡騎西町上足穂三、四三八ノ二 細野三男 外四名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第三二八号 平成九年二月二十五日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化

に関する請願
請願者 東京都大田区東雪谷一ノ二五ノ一〇 望月将昭 外四名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第三二九号 平成九年二月二十五日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 兵庫県明石市魚住町清水二、三九五ノ一七 新森耕一 外四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第三三四号 平成九年二月二十六日受理
選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願
請願者 福岡市西区今宿駅前一ノ一七ノ七 古賀孝二 外四十九名

紹介議員 上山 和人君
この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第三四六号 平成九年二月二十六日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 滋賀県大津市稲津三ノ一一ノ九 松田清子 外十九名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第三四七号 平成九年二月二十六日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都豊島区巢鴨一ノ三六ノ四 松村健 外十四名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第三六三三号 平成九年二月二十七日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(二通)

請願者 新潟県佐渡郡畑野町猿八 一三 高見加代 外百十八名
紹介議員 大淵 綱子君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第三六四号 平成九年二月二十七日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪府鶴見区今津中四ノ一ノ一 四 呉孝 外十四名

紹介議員 大淵 綱子君
この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

三月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第四三二号)
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四三三号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第四三六号)(第四三七号)(第四三九号)(第四四〇号)

一、選択的夫婦別姓導入など民法改正に関する請願(第四四一号)

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願(第四四二号)(第四七八号)(第四八〇号)(第四八六号)

第四三二号 平成九年三月三日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 東京都世田谷区三宿二ノ二八ノ三 六ノ一〇一 河原崎やす子 外十四名

紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四三三三号 平成九年三月三日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪府箕面市新稲三ノ一ノ三四ノ

二〇五 川上美也子 外十四名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第三一三号と同じである。

第四三六号 平成九年三月四日受理
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願
請願者 東京都保谷市東町三ノ四ノ八ノ三 〇六 五十嵐由美 外三十五名

紹介議員 須藤美也子君
「児童の権利条約」の締結国である日本は、第三十四条にある「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待」から子供を保護することを約束しているにもかかわらず、国の内外において「わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること」や、日本国籍を持つ者によって「不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること」、「売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること」などが行われている。しかし、このような事態を防止し、加害者を処罰するための有効な措置はほとんど採られず、現行法では第三十四条を十分担保できない。ついては、政府は「この条約の実施のためには新たな国内立法措置を必要としない」というこれまでの態度を改め、実質的に子供に「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待」が及ばないよう、速やかに「適当な国内、二国間及び多数国間の措置」のための立法措置を採り、国際協定を結ぶとともに、法律の執行に当たっては被害にあつた子供が二重三重の苦痛を味わうことのないよう、特段の配慮をされた。

第四三七号 平成九年三月四日受理
子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に関する請願
請願者 東京都東久留米市小山五ノ九ノ三 エステート松原Bノ一〇一 朝比奈朋子 外四十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四三九号 平成九年三月四日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に
関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ五ノ

二 李明生 外四十二名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四四〇号 平成九年三月四日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に
関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市沼目三ノ一四ノ

一六 後藤邦夫 外四十二名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四四一号 平成九年三月四日受理

選択的夫婦別姓導入など民法改正に関する請願

請願者 島根県松江市母衣町五五 中村幸

子 外五十五名

紹介議員 吉川 春子君

現行民法は制定から既に五十年を経ている。この
間、婚姻や離婚、家族の役割などに対する考え
方や意識も大きく変化してきたが、一部の民法改正
はなされたものの、「個」の確立に基づく改正はな
されてない。政府が批准した女子差別撤廃条約
及び第四回国連世界女性会議で賛成した行動綱領
では「家族構成員の人権と自由の完全かつ平等な
享受」、「多様な家族の在り方を認め、何人も出生
によって差別をされてはならない」こと等が明記
されている。現行民法には「婚姻後の姓の選択」、
「再婚禁止期間の女性のみにへの設定」、「非嫡出子
の相続権など」に関し国際条約等にそぐわない条
項があり、法制審議会の答申に沿って早急に民法
改正を行うよう求める。ついては、次の事項につ
いて実現を図りたい。

一、夫婦の氏について、氏名権は個人の権利であ

り、選択的夫婦別氏制を導入すること。同氏、
別氏間の転換は、希望する本人の自由選択にす
ること。

二、子の氏は出生時に父母の協議で決め、子が一
定年齢に達した時点で本人の選択による変更を
認めること。子の氏の決定を婚姻の要件にしな
いこと。

三、離婚した女子のみに設定している再婚禁止期
間は、設定の根拠がなく廃止すること。

四、五年間の別居を裁判上の離婚原因に含める際
には、生活上の困難や子供の養育費の義務不履
行が行われないような具体的施策が確立されな
ければ時期尚早であるので、これを同時に実施
すること。

五、非嫡出子の相続を嫡出子と同等にするととも
に、婚外子に対する戸籍上の差別的取扱いは改
正すること。

第四四二号 平成九年三月四日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に
関する請願

請願者 東京都小金井市東町四ノ三五ノ一

〇 佐藤牧子 外四十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四七八号 平成九年三月五日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に
関する請願

請願者 東京都三鷹市大沢六ノ三ノ五二

横山由利亜 外四十二名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四八〇号 平成九年三月六日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に
関する請願

請願者 東京都品川区荏原四ノ三ノ四ノ六

〇六 熊切拓 外三十八名

紹介議員 大瀨 絹子君
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四八六号 平成九年三月六日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に
関する請願

請願者 川崎市幸区戸手三ノ七ノ八 荒井

俊次 外四十名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供の性的搾取・虐待を無くすための立法
措置に関する請願(第五一五号)(第五四八号)

第五一五号 平成九年三月十日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に
関する請願

請願者 栃木県塩谷郡氏家町氏家一、八一

八ノ五五 宮本潤子 外百二十名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第五四八号 平成九年三月十一日受理

子供の性的搾取・虐待を無くすための立法措置に
関する請願

請願者 千葉県松戸市小金きよしヶ丘二ノ

二〇ノ二ノ二〇三 佐野真 外四

十八名

紹介議員 日下部権代子君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三
号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六五九人」を「六七九人」に改め
る。

第二条中「二万五千五百七十一人」を「二万五千
九十二人」に改める。

附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第三部

法務委員會會議錄第四号

平成九年三月二十五日

【参議院】

平成九年四月十四日印刷

平成九年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K